

内規

柏楽園町会防災部規則

平成 11 年 5 月 23 日
柏楽園町会防災部

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 名称は柏楽園防災部（以下防災部という）とする。

(目 的)

第 2 条 防災部は町会員の防災思想を高揚し災害時における被害の防止及び軽減を図る事を目的とする。

第 2 章 組 織

(部 員)

第 3 条 部員は各班より選出された防災班長及び防災副班長をもって構成する。

(役 員)

第 4 条 防災部には次の役員を置く。

- 1) 総 司 令 1 名
- 2) 司 令 1 名
- 3) 副 司 令 1 名
- 4) ブロック長 5 名

(役員の任命)

第 5 条

- 1) 総司令は現職町会長が兼任する。
- 2) 総司令は司令を任命する。
- 3) 副指令、ブロック長は総司令、司令により全町会をカバーできる地区より選出する。（1ブロックは6～7班程度の構成）
- 4) そのほか防災部以外の組織との兼務及び防災関係技能所持者の申し出により任命する事ができる。

(任 期)

第 6 条 部員、ブロック長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
ブロック長を除いた役員の任期は定めない。現役を辞めた時は参事として登録する。（有事対策）

第3章 任 務

第1章第2条の達成のため次の任務を定める。

(役員の任務)

- 第7条 1) 総司令は防災部を代表し組織を統括すると共に柏市防災部との交渉連絡にあたる。
- 2) 司令、副指令は総司令を補佐し防災部を統括すると共に、柏市消防局、逆井地区消防団との連携にあたる。
- 3) ブロック長は司令からの指示の伝達を受けブロックの統括を行う。

(部員の任務)

- 第8条 部員はブロック長の指示の伝達を受け各班の統括を行う。

第4章 会 議

(役員会議)

- 第9条 1) 役員会議は総司令若しくは司令が必要に応じて招集し、全役員及び関連部会の代表によって構成する。
- 2) 役員会議は議事録を作成し関連部会に送付する。

第5章 会 計 管 理

(決 済)

- 第10条 決済は町会にて行い町会会計に包括する。

(備品管理)

- 第11条 防災部備品は備品台帳により管理する。

第6章 そ の 他

柏楽園町会防災部内規は町会役員、防災部役員により改善することができる。
この内規は平成11年5月23日より施行する。

以 上